

令和4年第1回 美里町農業委員会会議録

令和4年1月7日

令和4年第1回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎第3・4会議室に招集する。

出席委員

1番	村田博治	2番	奥村 智	3番	濱田憲治	4番	三浦誠一
5番	永田末廣	6番	今田政行	7番	長木一美	8番	吉坂美佐子
9番	松田政明	10番	吉田美好				

欠席委員 0名

欠員 0名

事務局

事務局長 富永英司 書記 上野祐樹 津田武蔵

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午後1時30分

事務局長 こんにちは、只今から令和4年第1回美里町農業委員会会議を開会いたします。それでは議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第4条に基づき会長が行います。

会長 それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は全員出席です。美里町農業委員会会議規則第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、6番今田委員7番長木委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号1から番号5について、事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（上野祐樹君） はい、それでは、議案第1号、番号1から番号5について補足の説明を行います。番号1は、譲渡人は町外在住で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号2は、譲渡人は高齢で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号3は、譲渡人は町外在住で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号4は、譲渡人は町外在住で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転贈与での申請をされました。番号5は、譲渡人は高齢で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。また、下限面積要件並びに周辺地域における「効率的かつ総合的な農地利用の確保」について支障を生じるおそれの有無など「農地法第3条第2項」の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長 以上で事務局より、番号1から番号5の補足の説明を終わります。それでは、議案第1号、番号1を議題とし内容の説明を6番今田委員に求めます。

6番（今田委員） はい。。。。。

会長 以上で議案第1号、番号1の内容説明を終わります。それでは番号1について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号1は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第1号、番号1は原案どおり決定しました。
次に、番号2を議題とし内容の説明を6番今田委員に求めます。

6番（今田委員）はい・・・・・・・・・・。

会長 以上で議案第1号、番号2の内容説明を終わります。それでは番号2について、
さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第1号、農
地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号2は原案どおり決定
することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第1号、番号2は原案どおり決定しました。
次に、番号3を議題とし内容の説明を3番濱田委員に求めます。

3番（濱田委員）はい・・・・・・・・・・。

会長 以上で議案第1号、番号3の内容説明を終わります。それでは番号3について、
さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第1号、農
地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号3は原案どおり決定
することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第1号、番号3は原案どおり決定しました。
次に、番号4を議題とし内容の説明を3番濱田委員に求めます。

3番（濱田委員）はい・・・・・・・・・・。

会長 以上で議案第1号、番号4の内容説明を終わります。それでは番号4について、
さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第1号、農
地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号4は原案どおり決定
することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第1号、番号4は原案どおり決定しました。
次に、番号5を議題とし内容の説明を3番濱田委員に求めます。

3番（濱田委員）はい・・・・・・・・・・。

会長 以上で議案第1号、番号5の内容説明を終わります。それでは番号5について、
さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 5 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 1 号、番号 5 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 を議題とし内容の説明を 2 番奥村委員に求めます。

2 番（奥村委員）はい・・・・・・・・。

会長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（津田武蔵君）はい、それでは補足の説明をいたします。議案第 2 号番号 1 資料 1 をご覧ください。土地の選定理由についてですが、申請人は■■■■■■■■■■の建物を借り、■■■■■■■■■■という団体でメンバー 6 人と週 3 回ボランティア活動をされており、週 3 回の活動にはメンバー 6 人と高齢者 8 人が来所されるので少なくとも 14 台分の駐車場が必要ということでした。そこで前回駐車場目的で■■■■■■■■■■を転用されましたが、確保できたのは 4 台分で他の場所も探されておりませんでしたので、申請地は最適地と考え申請地を選定されました。次の資料 2 は申請地の状況で写真を付けております。次に資料 3 をご覧ください。雨水についてですが、資料を見ますと自然浸透のみの計画となっておりますが、実際には自然浸透及び北側道路側溝に流す計画となっております、排水同意書を添付されております。また、現状そのまま駐車場として利用するため造成計画はありません。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。なお、当該申請農地は農地の拡がり 10ha 未満の第 2 種農地ですが、他に代替性がなく転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっております、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 2 号、番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい、7 番長木委員。

7 番（長木委員）はい、説明では北側側溝に流すとありましたが、北側は宅地ではないか。南側が道路なので南側かと思いましたが、宅地の方に流しても構わないのでしょうか。

事務局長 はい、現地を確認しました。北側は宅地より下の道路になります。南側は宅地よりも上の道路になり、申請地にたまった排水は宅地を通り家の玄関側から下の町道まで流れるようになるのと、もう一点写真の電柱の立っている付近から排水が流れるようになっており、南側町道をつたって下の北側の町道に繋がっ

てますので最終的には先程言いましたが北側に流れるようになると思います。

会長 他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請、県知事許可分番号1は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第2号、番号1は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画の決定についてですが、今回の質疑・採決は同一人物ごと一括して、行いたいと思いますがご異議ありませんか。

全員 異議なし。

会長 それでは、番号1から番号4の内容説明を事務局に求めます。

事務局 (津田武蔵君) はい・・・・・・・・・・。以上です。

会長 以上で議案第3号、番号1から番号4の内容説明を終わります。早速、ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第3号、番号1から番号4の農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第3号、番号1から番号4は原案どおり決定しました。次に、農用地利用集積計画総括表の内容説明を事務局に求めます。

事務局 (津田武蔵君) はい、今回6年田7093㎡、本年累計3年田1835㎡、4年田3664㎡、5年田11841㎡、畑5188㎡、6年田121642㎡、畑17012㎡、9.6年田7920㎡、畑979㎡、10年田10880㎡、畑10年9093㎡、小計田157782㎡、畑32272㎡、計190054㎡。以上で農用地利用集積計画総括表の内容説明を終わります。

会長 次に進みます。その他となっておりますので全員協議会に切り替えます。事務局より何かありませんか。

全 員 協 議 会

1. 委員報酬について
2. 令和3年度熊本県農地利用最適化推進大会について
3. 令和4年農作業標準料金について

会長 それでは、協議会を本会議に切り替えて、本日の会議はこれをもちまして閉会させていただきます。有難うございました。

本会議 午後15時00分

美里町農業委員会会議規則第13条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印